

令和 8 年 2 月 19 日

令和 8 年第 1 回

大分県後期高齢者医療広域連合議会

定例会議案

大分県後期高齢者医療広域連合

令和8年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会提出案件
(令和8年2月19日)

ページ

議第1号	令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	別冊①
議第2号	令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合 特別会計予算	別冊②
議第3号	大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部改正について	・・・ 1
議第4号	大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に 関する条例の一部改正について	・・・ 5
議第5号	大分県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の 策定について	・・・ 6

議第3号

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月19日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 足立 信也

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年大分県後期高齢者医療広域連合条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「保健事業」を「高齢者保健事業」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 高齢者保健事業

第3条の見出しを「(高齢者保健事業)」に改め、同条第2項中「保健事業」を「高齢者保健事業」に改める。

第4条を次のように改める。

(保険料の賦課額)

第4条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第1号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る基礎賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

4 第1項の基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第5条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「前条第1項」を「前条第2項」に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成

19年政令第318号。以下「令」という。)」を「令」に、「賦課額を算定」を「基礎賦課額を算定」に、「当該賦課額」を「当該基礎賦課額」に、「賦課額の限度額」を「基礎賦課額の限度額」に改める。

第6条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第1項中「第4条」を「第4条第2項の基礎賦課額」に、「当該特定期間」を「特定期間」に改める。

第7条の見出し中「所得割率」を「基礎賦課額の所得割率」に改め、同条中「所得割率」を「第4条第2項の基礎賦課額の所得割率」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

(基礎賦課額の所得割率)

第8条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、100分の11.25とする。

(基礎賦課額の均等割額)

第9条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の均等割額は、6万4,200円とする。

第9条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第9条の2 第4条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下この条、第9条の4及び第9条の5において「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第4条、この条本文、次条から第9条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、第10条の2に定める子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第12条の2第2号に規定する所得割総額

(2) 被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)につき施行規則で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第9条の3 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第9条の4 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定

により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第9条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.24とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額)

第9条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額は、1,400円とする。

第10条を次のように改める。

(基礎賦課額の賦課限度額)

第10条 第4条2項の基礎賦課額は、85万円を超えることができない。

第10条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第10条の2 第4条3項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1,000円を超えることができない。

第12条の見出しを「(基礎賦課総額)」に改め、同条各号列記以外の部分中「賦課額」を「基礎賦課額」に、「賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「第4条から第10条まで」を「第4条から第9条まで及び第10条」に改め、同条第1号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同号ア中「保健事業」を「高齢者保健事業」に改め、同号イ中「執行に要する費用」の次に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」を、「収入の額」の次に「(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)」を加え、同条第2号中「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、同条第3号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「当該特定期間」を「特定期間」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第12条の2 法第104条第2項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条、第9条の2から第9条の6まで及び第10条の2の規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定

する負担対象総額の見込額の総額の 12 分の 1 に相当する額を除く。) の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の 48 分の 52 に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下第 11 位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

第 14 条第 1 項第 1 号中「令第 18 条第 4 項第 1 号」を「令第 18 条第 5 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「30 万 5,000 円」を「31 万円」に改め、同項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に、同条第 2 項中「前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号」を「前項各号」に改める。

附則第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 8 年度及び令和 9 年度における保険料の減免の特例）

第 12 条 広域連合長は、令和 8 年度及び令和 9 年度の第 14 条第 1 項第 1 号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（第 4 条第 2 項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下本条において同じ。）について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 100 分の 2 を乗じて得た額を減ずることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法等の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の賦課に関する規定を整備するとともに、令和 8 年度及び令和 9 年度の保険料率の改定等を行うため、本案を提出する。

議第4号

大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について

大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月19日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 足立 信也

大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（令和2年大分県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(大分市旅費条例の準用)」に改め、同条第1項中「(以下「特別職の職員等」という。)」を削り、同条に次の2項を加える。

2 市町村から派遣された職員又はその遺族に対し支給する旅費は、大分市旅費条例の規定により職員に支給される旅費の例によるものとする。

3 前2項以外の職員に対し支給する旅費は、大分市旅費条例の例によるものとする。

第3条及び第4条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費の改正に準じ、大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費等について、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第5号

大分県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の策定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、大分県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画を別紙のとおり策定することについて、議決を求める。

令和8年2月19日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 足立 信也

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、大分県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画を策定いたしたく本案を提出する。

大分県後期高齢者医療広域連合 第5次広域計画

令和8年2月

大分県後期高齢者医療広域連合

1 広域計画の趣旨

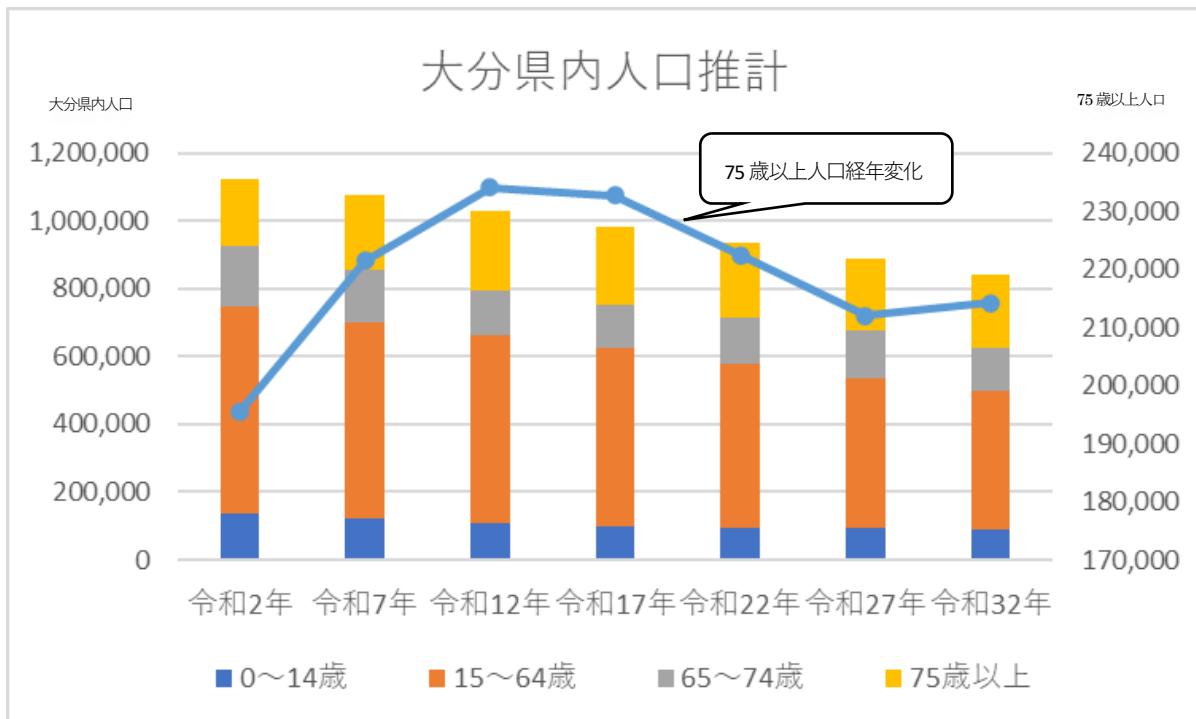
大分県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7及び大分県後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策定している。

広域計画は、大分県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び構成市町村（以下「市町村」という。）が、相互にその役割を担い、連携を図りながら、総合的かつ計画的に後期高齢者医療に関する事務を行うための基本的な指針であるとともに、大分県内すべての住民に対して、広域連合の目標を明確に示すものでもある。

2 現状と課題

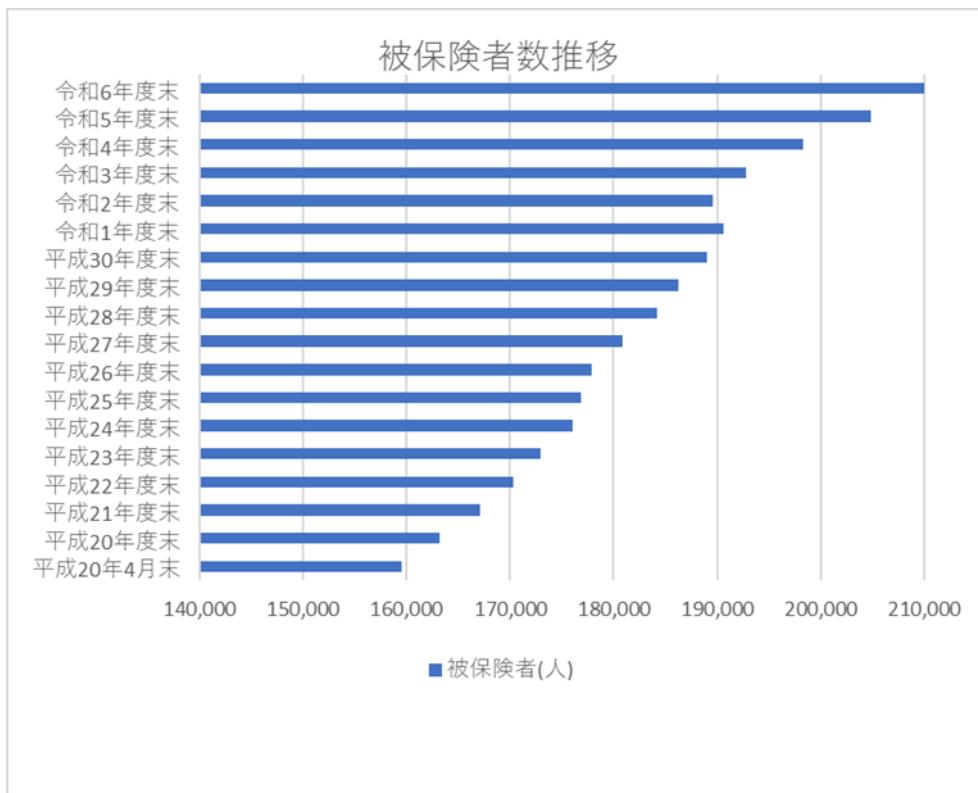
（1）現状

① 大分県内人口推計



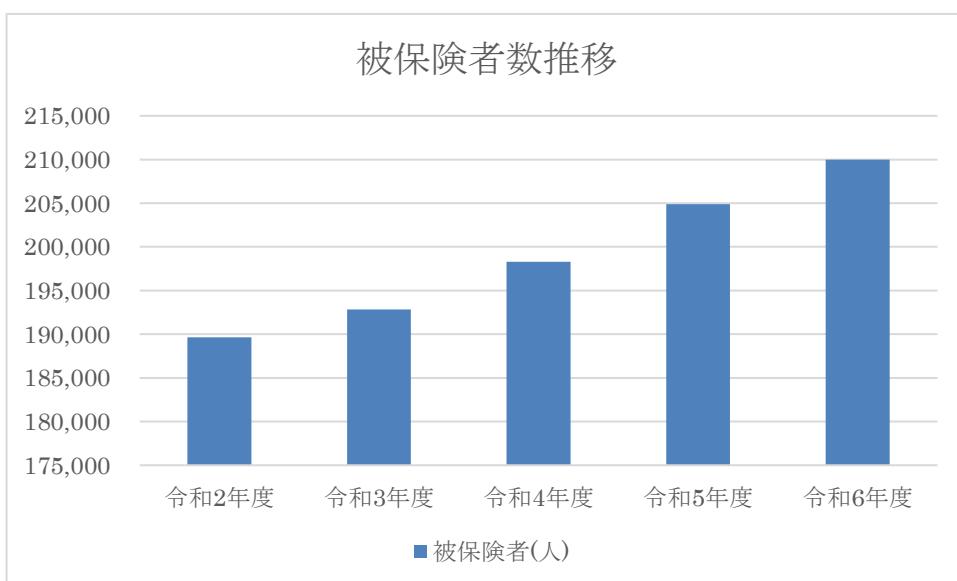
令和7年には「団塊の世代」のすべてが75歳以上となり、大分県内における後期高齢者人口は一層増加した。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、大分県内の75歳以上の人口は令和12年に約23万4千人でピークを迎え、その後は減少に転じるものとの、令和22年においても令和7年時点を上回る水準が見込まれている。

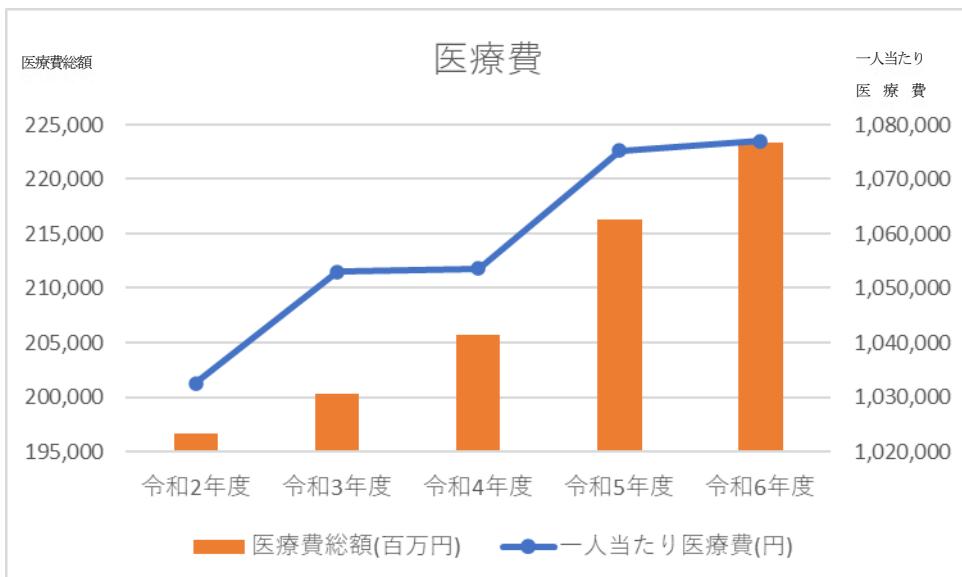
② 被保険者数推移



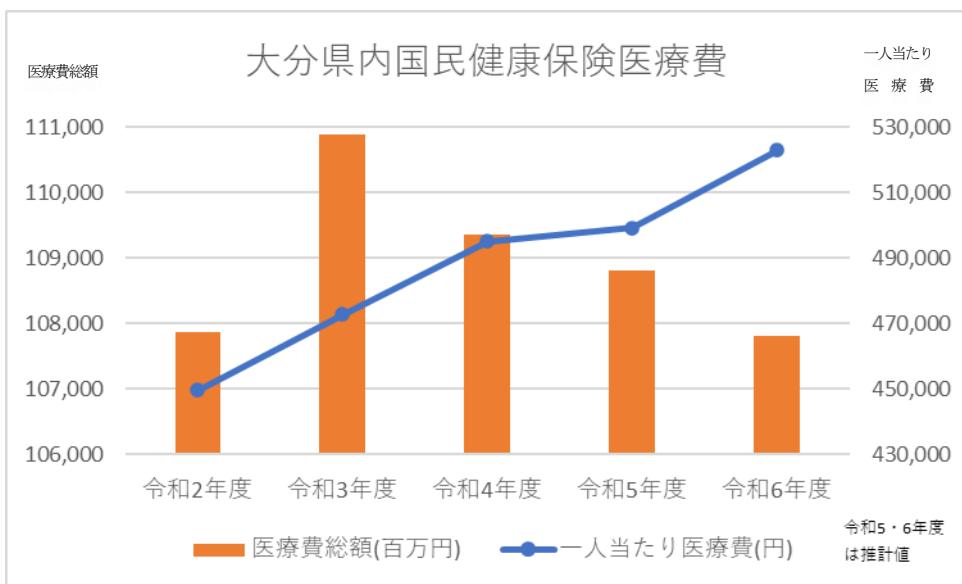
大分県内の後期高齢者医療制度の被保険者数は、これまでの推移を見ると、制度開始当初（平成20年4月末）には約16万人であったが、令和6年度末には約21万人となり、この17年間で約5万人、率にして約31.3%増加となっている。

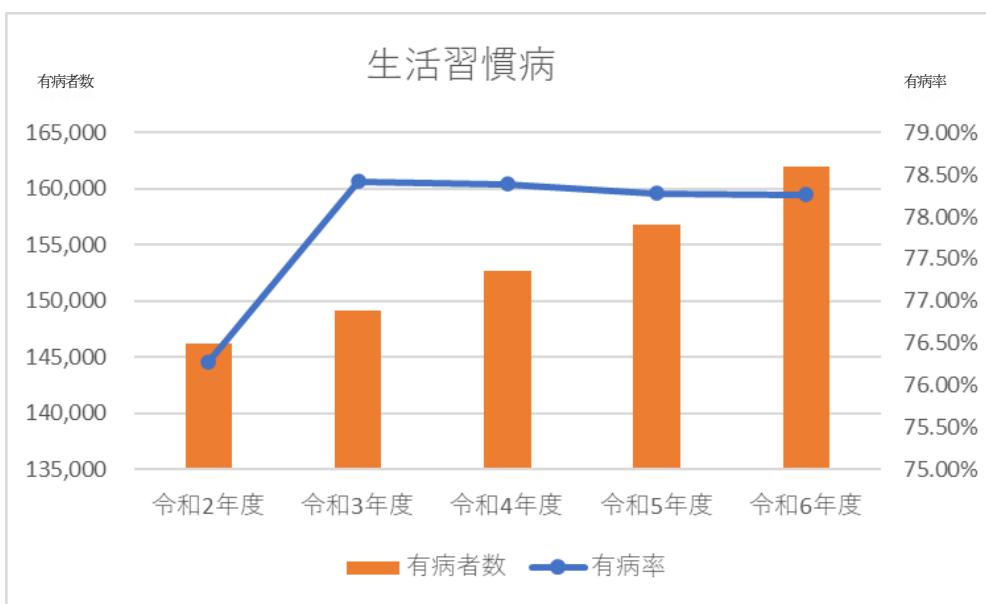
③ 令和2年度から令和6年度までの推移





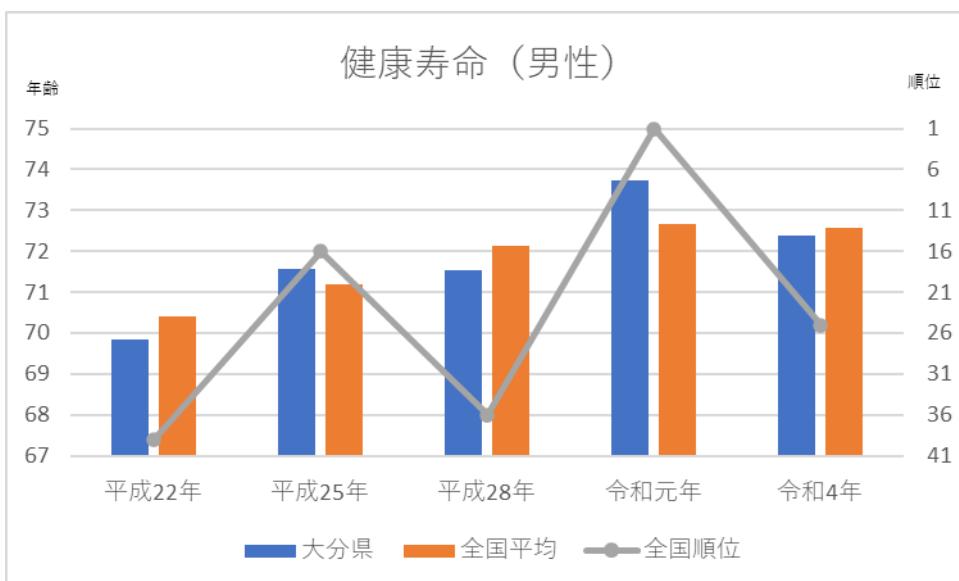
【参考】

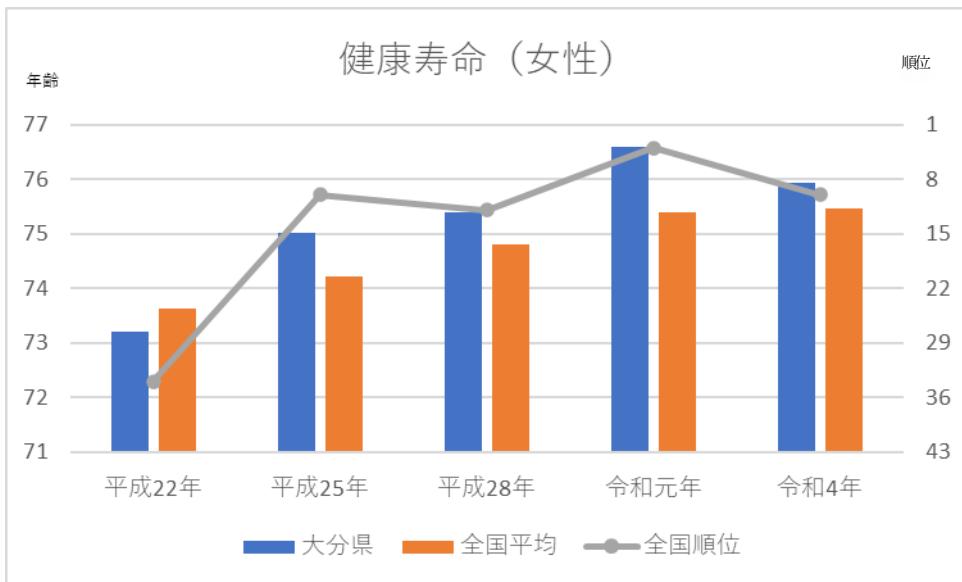




令和2年度と令和6年度で比較すると、被保険者数は、約19万人から約21万人となり、約2万人、率にして約10.5%の増加となっている。医療費は、1,966億6,677万円から2,233億173万円となり、266億3,496万円、率にして13.5%の増加、一人当たりにすると、1,032,528円から、1,077,044円となり、44,516円、率にして4.3%増加となっている。5月診療分における生活習慣病は、有病者数が約1万6千人、有病率が約2.0ポイントの増加となっている。

④ 健康寿命の推移





大分県内の健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）は、令和元年では、男性が73.72歳で全国1位、女性が76.60歳で全国4位であったが、令和4年では、男性が72.37歳で全国25位、女性が75.94歳で全国10位と下がっている。

(2) 課題

上述したように、今後も高齢化の進展により高齢者人口が高水準で推移する中、フレイルの発現や受診機会が増える後期高齢者の増加と医療の高度化等に伴う医療費の増嵩は、被保険者、現役世代、市町村、大分県（以下「県」という。）及び国の財政負担を一層増大させることが懸念される。

後期高齢者医療制度を将来にわたり安定的に運営するためには、医療費の伸びをできる限り緩やかにし、健全な財政基盤を維持するとともに、必要な事業を計画的に推進していくことが重要な課題である。

3 広域計画の基本方針

第5次広域計画は、制度運営の現状と課題を踏まえ、令和8年度以降も、被保険者が安心して医療が受けられ、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、健康保持と健康寿命を延ばすとともに、将来にわたって持続可能な医療制度の実現を図るため、後期高齢者医療施策の推進と密接な関係にある市町村、県、国及び関係団体と連携しながら、以下に掲げる施策について重点的に取り組むものとする。

また、本計画の推進に当たっては、市町村、県及び国が策定する医療及び介護に関する計画・事業との整合性を図ることとする。

（1）健全な財政運営

健全な財政運営を行うため、適切に予算管理を行うとともに、国等の補助金制度を最大限活用し、財源の確保を図り安定した財政運営に努める。

特に、後期高齢者医療制度の主要財源である保険料については、医療費の動向を注視し、適正な保険料率の算定及び賦課を行う。

さらに保険料負担の公平性を確保するため、収納対策実施計画に基づいた、きめ細やかな収納対策を講じる等、市町村及び県と協議・連携の上、一層の収納率向上を図り、必要な財源の確保に努める。

（2）保険者機能強化事業

医療費は、被保険者の増加や医療の高度化を背景に増嵩することから、できるだけ緩やかな伸びとなるよう、県及び国の医療費適正化計画等を踏まえながら、関係団体と連携し、下記事業に取り組む。

- ① レセプト点検の充実
- ② レセプト情報等の活用による医療費分析
- ③ 第三者行為求償事務の推進
- ④ ジェネリック医薬品（後発医薬品）・バイオシミラー（バイオ後継品）の利用促進、医療費通知の実施
- ⑤ 重複・頻回受診者訪問指導事業等の実施

（3）保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づいた事業の推進

広域連合が策定した「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、高齢者のQOLの向上と医療費の適正化を目的にP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を行うとともに、元気な高齢者を増やし、できる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、市町村及び関係団体との連携を強化した保健事業に取り組む。また、高齢者的心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、広域連合の保健事業

の一部を市町村に委託することにより、市町村において実施する介護保険の地域支援事業及び国民健康保険の保健事業と、後期高齢者医療制度の保健事業との一体的な実施の推進に努める。

特に、令和7年度に開始した新たな取組として、健康診査に、医師の判断により実施する心電図等の項目（詳細な検査項目）を追加した。これにより得られたデータの分析を通じて、脳や循環器等の疾患の早期発見・予防に資する取組を強化し、被保険者の健康保持及び健康寿命の延伸を強力に推進する。

（4）事務処理の効率化

事務処理の効率化を図るため、広域連合と市町村及び大分県国民健康保険団体連合会との連携・協力を強化し、被保険者へのサービス向上に努める。

また、制度の複雑化や事務量の増大が進んでいることから、広域連合及び市町村の職員に対する研修等の充実を図り、職員の資質向上に努めるとともに、委託業務の見直しやITを活用するなど、事務の効率化を図る。

（5）広報活動の充実

後期高齢者医療制度を円滑に運営するためには、被保険者の理解と協力は不可欠であることから、パンフレット等の作成・配布、ホームページでの情報提供、市町村の広報紙への掲載、さらに新聞やテレビ、ラジオといったマスメディアを積極的に活用し、被保険者に対して、丁寧な説明と周知を行い、分かりやすい広報活動に努める。

また、健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード（マイナ保険証）は、救急隊員が搬送中の応急措置や病院の選定を適切に行うことができる（マイナ救急）など、医療DX推進の基盤となることから、市町村と連携・協力しながら、その利用促進を図るための効果的な周知・広報に努める。

（6）個人情報の適正管理

制度の運営に当たっては、広域連合と市町村の間で、住民基本台帳情報や課税情報、医療情報、マイナンバー等の情報連携を行うことが不可欠であることから、個人情報の取り扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護法施行条例及び情報セキュリティポリシー等にのっとり、広域連合と市町村の双方において厳格な管理を行う。

4 後期高齢者医療制度の実施に関する事務と連携して広域連合及び市町村が行う事務

広域連合及び市町村は、関係法令により、それぞれが行うものとされた事務を分担しながら、連携して円滑な事務の推進に努める。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者の資格の認定（取得・喪失・異動の確認）、資格確認書等の交付決定等の事務は広域連合が行い、被保険者等からの被保険者資格の取得・喪失・異動の届出の受付等の窓口事務は市町村が行う。

(2) 保険料の賦課及び徴収に関する事務

保険料率の決定及び保険料の賦課決定並びに保険料の減免及び徴収猶予の決定等の事務は広域連合が行い、保険料の徴収・滞納処分等の事務は市町村が行う。

(3) 医療給付に関する事務

後期高齢者医療の給付の支給決定等に関する事務は広域連合が行い、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の窓口事務は市町村が行う。

(4) 保健事業に関する事務

広域連合は、市町村及び関係団体と連携して、広域連合が策定した「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、被保険者のQOLの向上と医療費の適正化を目的に健康寿命の延伸のため必要な事業を行う。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に係る事業を効果的かつ効率的に推進するため、市町村へ事業の一部を委託するとともに、必要な情報の提供や調整、財源の確保等に取り組み、市町村の支援に努める。

市町村は受託するに当たり、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めた上で、被保険者の状況に応じたきめ細やかな保健事業を実施する。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

各種申請や認定等に関する相談・問い合わせについて、広域連合と市町村が連携して対応する。

また、広報活動についても広域連合と市町村が連携しながら実施する。

5 広域計画の期間及び改定に関するこ

県及び国の医療費適正化計画並びに広域連合のデータヘルス計画との整合性を図るため、第5次広域計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

ただし、大分県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。

①

令和8年2月

令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合
一 般 会 計 予 算

目 次

一般会計予算 [ページ]

第1表	歳入歳出予算	2
第2表	債務負担行為	4

一般会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1	総 括	7
2	歳 入		
1款	分担金及び負担金	10
2款	財 産 収 入	10
3款	繰 入 金	10
4款	繰 越 金	10
5款	諸 収 入	10
3	歳 出		
1款	議 会 費	12
2款	総 務 費	12
3款	民 生 費	14
4款	公 債 費	16
5款	予 備 費	16
給 与 費 明 細 書		18
債 務 負 担 行 為 調 書		20

議第1号

令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,129,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和8年2月19日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 足立 信也

第 1 表 岁入歳出予算

1 歲 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		923,682
	1 負担金	923,682
2 財産収入		1,651
	1 財産運用収入	1,651
3 繰入金		191,665
	1 基金繰入金	191,665
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		12,001
	1 預金利子	12,000
	2 雜入	1
歳入合計		1,129,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,996
	1 議会費	1,996
2 総務費		329,532
	1 総務管理費	329,305
	2 選挙費	57
	3 監査委員費	170
3 民生費		793,471
	1 社会福祉費	793,471
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出合計		1,129,000

第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
自動車借上料(軽貨物車・普通自動車)	令和8年度 から 令和13年度 まで	4,785

令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合
一般会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	923, 682	1, 032, 734	△109, 052
2 財産収入	1, 651	317	1, 334
3 繰入金	191, 665	116, 937	74, 728
4 繰越金	1	1	0
5 諸収入	12, 001	11	11, 990
歳入合計	1, 129, 000	1, 150, 000	△21, 000

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 議会費	1,996	2,021	△25
2 総務費	329,532	319,575	9,957
3 民生費	793,471	824,403	△30,932
4 公債費	1	1	0
5 予備費	4,000	4,000	0
歳出合計	1,129,000	1,150,000	△21,000

(単位：千円)

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負 担 金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 市町村負担金	923,682	1,032,734	△109,052
計	923,682	1,032,734	△109,052

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 利子及び配当金	1,651	317	1,334
計	1,651	317	1,334

(款) 3 繰 入 金

(項) 1 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 財政調整基金繰入金	191,665	116,937	74,728
計	191,665	116,937	74,728

(款) 4 繰 越 金

(項) 1 繰 越 金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 繰 越 金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 5 諸 収 入

(項) 1 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 預金利子	12,000	10	11,990
計	12,000	10	11,990

(款) 5 諸 収 入

(項) 2 雜 入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 雜 入	1	1	0
計	1	1	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費負担金	923, 682	1 事務費負担金 923, 682

節		説明
区分	金額	
1 利子及び配当金	1, 651	1 財政調整基金利子 1, 651

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	191, 665	1 財政調整基金繰入金 191, 665

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	1	1 繰越金 1

節		説明
区分	金額	
1 預金利子	12, 000	1 預金利子 12, 000

節		説明
区分	金額	
1 雜入	1	1 雜入 1

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 議会費	1,996	2,021	△25	0	1,996
計	1,996	2,021	△25	0	1,996

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 一般管理費	327,654	319,032	8,622	0	327,654

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	875	○ 議会費 議員報酬 議員費用弁償 消耗品費 食糧費 通信運搬費 会場等借上料
8 旅費	678	
10 需用費	58	
11 役務費	60	
13 使用料及び賃借料	325	

節		説明
区分	金額	
1 報酬	436	○ 一般管理費 連合長・副連合長報酬 委員報酬 災害補償費 8 旅費 606 委員その他費用弁償 普通旅費 消耗品費 燃料費 10 需用費 4, 131 食糧費 印刷製本費 11 役務費 40, 374 光熱水費 修繕料 12 委託料 6, 364 手数料 火災保険料 13 使用料及び賃借料 17, 579 自動車損害保険料 一般管理等委託料 17 備品購入費 267 廃棄文書裁断処分委託 地方公会計業務委託 事務所借上料 18 負担金、補助及び交付金 257, 896 駐車場借上料 会場等借上料 自動車借上料 書類保管室借上料 高速道路使用料 ハウジングサービス使用料 資産管理システム等借上料 事務用デスクトップパソコン借上料 応用器具費 全国広域連合協議会分担金 派遣職員人件費負担金 廃棄物処理費用負担金 公平委員会負担金
5 災害補償費	1	
8 旅費	606	
10 需用費	4, 131	
11 役務費	40, 374	
12 委託料	6, 364	
13 使用料及び賃借料	17, 579	
17 備品購入費	267	
18 負担金、補助及び交付金	257, 896	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 財政調整基 金費	1,651	317	1,334	1,651 財産収入 1,651	0
計	329,305	319,349	9,956	1,651	327,654

(款) 2 総務費

(項) 2 選挙費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 選挙管理委 員会費	57	57	0	0	57
計	57	57	0	0	57

(款) 2 総務費

(項) 3 監査委員費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 監査委員費	170	169	1	0	170
計	170	169	1	0	170

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 社会福祉総 務費	793,471	824,403	△30,932	0	793,471
計	793,471	824,403	△30,932	0	793,471

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		大分県産業創造機構会員年会費 12
		安全衛生推進者養成講習受講料 14
24 積立金	1,651	○ 財政調整基金費 1,651 財政調整基金積立金 1,651

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	20	○ 選挙管理委員会費 57 委員報酬 20
8 旅費	8	委員その他費用弁償 8
10 需用費	26	消耗品費 20 食糧費 1 印刷製本費 5 通信運搬費 3
11 役務費	3	

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	96	○ 監査委員費 169 委員報酬 96
8 旅費	56	委員その他費用弁償 56 消耗品費 5
10 需用費	7	食糧費 1 印刷製本費 1 通信運搬費 2
11 役務費	11	手数料 9

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	793,471	○ 特別会計繰出金 793,471 特別会計事務費繰出金 793,471

(款) 4 公債費

(項) 1 公債費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 利子	1	1	0	0	1
計	1	1	0	0	1

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 予備費	4,000	4,000	0	0	4,000
計	4,000	4,000	0	0	4,000

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	1	○ 利子 一時借入金利子

節		説明
区分	金額	

給与費明細書

1. 特別職

区分		職員数	給与			
			報酬	給与	期末手当 年度支給率 (月分)	調整手当
本年度	長等	人 3	千円 312	千円	千円	千円
	議員	26	875			
	その他 特別職	19	240			
	計	48	1,427			
前年度	長等	3	312			
	議員	26	875			
	その他 特別職	19	240			
	計	48	1,427			
比較	長等	0	0			
	議員	0	0			
	その他 特別職	0	0			
	計	0	0			

費			共 濟 費	合 計	備 考
地域手当	その他手当	計			
千円	千円	千円	千円	千円	
		312		312	
		875		875	
		240		240	
		1,427		1,427	
		312		312	
		875		875	
		240		240	
		1,427		1,427	
		0		0	
		0		0	
		0		0	
		0		0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
(当該年度提出に係る分)

事　　項	限　度　額	前年度末までの 支　出　(見込)　額	
		期　間	金　額
自動車借上料（軽貨物車・普通自動車）	4,785		

(単位：千円)

当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
期 間	金 額	特 定 財 源		一般財源
		国（県）支出金	地方債	
令和8年度 から 令和13年度 まで	4,785			4,785

②

令和8年2月

令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合
特 別 会 計 予 算

目

次

特別会計予算

[ページ]

第1表 嶸入歳出予算	2
------------	-------	---

特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括	7
2 歳入		
1款 市町村支出金	10
2款 国庫支出金	10
3款 県支出金	12
4款 支払基金交付金	12
5款 特別高額医療費 共同事業交付金	12
6款 繰入金	12
7款 繰越金	12
8款 県財政安定化 基金借入金	14
9款 諸収入	14
3 歳出		
1款 総務費	16
2款 保険給付費	18
3款 県財政安定化 基金拠出金	20
4款 特別高額医療費 共同事業拠出金	20
5款 支払基金拠出金	22
6款 保健事業費	22
7款 公債費	24
8款 諸支出金	24
9款 予備費	26
給与費明細書	29

議第2号

令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合の特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ240,660,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月19日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 足立 信也

第 1 表 総入総出予算

1 歲 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市町村支出金		44,017,923
	1 市町村負担金	44,017,923
2 国庫支出金		82,619,820
	1 国庫負担金	58,741,432
	2 国庫補助金	23,878,388
3 県支出金		20,596,976
	1 県負担金	20,596,975
	2 財政安定化基金支出金	1
4 支払基金交付金		91,219,472
	1 支払基金交付金	91,219,472
5 特別高額医療費共同事業交付金		119,007
	1 特別高額医療費共同事業交付金	119,007
6 繰入金		793,471
	1 一般会計繰入金	793,471
7 繰越金		1,058,325
	1 繰越金	1,058,325
8 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
9 諸収入		235,005
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	60,000
	3 雜入	175,002
歳入合計		240,660,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		690,214
	1 総務管理費	690,214
2 保険給付費		237,242,090
	1 療養諸費	222,464,262
	2 高額療養諸費	14,497,803
	3 その他医療給付費	280,025
3 県財政安定化基金拠出金		1
	1 県財政安定化基金拠出金	1
4 特別高額医療費共同事業拠出金		172,039
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	172,039
5 支払基金拠出金		777,024
	1 支払基金拠出金	777,024
6 保健事業費		1,258,529
	1 健康保持増進事業費	1,258,529
7 公債費		1
	1 公債費	1
8 諸支出金		20,102
	1 債還金及び還付加算金	20,102
9 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳 出 合 計		240,660,000

令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合
特 別 会 計 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市町村支出金	44,017,923	40,871,690	3,146,233
2 国庫支出金	82,619,820	78,461,727	4,158,093
3 県支出金	20,596,976	21,029,953	△432,977
4 支払基金交付金	91,219,472	88,161,414	3,058,058
5 特別高額医療費共同事業交付金	119,007	89,776	29,231
6 繰入金	793,471	824,403	△30,932
7 繰越金	1,058,325	500,000	558,325
8 県財政安定化基金借入金	1	1	0
9 諸収入	235,005	163,036	71,969
歳入合計	240,660,000	230,102,000	10,558,000

(歳 出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費	690, 214	716, 524	△26, 310
2 保険給付費	237, 242, 090	227, 281, 103	9, 960, 987
3 県財政安定化基金拠出金	1	1	0
4 特別高額医療費共同事業拠出金	172, 039	141, 019	31, 020
5 支払基金拠出金	777, 024	150, 184	626, 840
6 保健事業費	1, 258, 529	1, 291, 666	△33, 137
7 公債費	1	1	0
8 諸支出金	20, 102	21, 502	△1, 400
9 予備費	500, 000	500, 000	0
歳出合計	240, 660, 000	230, 102, 000	10, 558, 000

(単位：千円)

2 歳 入

(款) 1 市町村支出金
 (項) 1 市町村負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 保険料等負担金	24,945,695	22,620,731	2,324,964
2 療養給付費負担金	19,072,228	18,250,959	821,269
計	44,017,923	40,871,690	3,146,233

(款) 2 国庫支出金
 (項) 1 国庫負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 療養給付費負担金	57,216,685	54,752,878	2,463,807
2 高額医療費負担金	1,524,747	1,478,994	45,753
計	58,741,432	56,231,872	2,509,560

(款) 2 国庫支出金
 (項) 2 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 財政調整交付金	23,834,481	22,183,943	1,650,538
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	43,857	45,845	△1,988
3 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	46	65	△19
4 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	1	1	0
5 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	1	1	0
6 子ども・子育て支援事業費補助金	2	0	2
計	23,878,388	22,229,855	1,648,533

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険料負担金	19,003,398	1 保険料負担金 18,555,720 2 保険料負担金（滞納繰越分） 45,272 3 保険料負担金（前年度繰越分） 1 4 保険料負担金（子ども・子育て支援金分） 402,405
2 保険基盤安定負担金	5,942,297	1 保険基盤安定負担金（医療分） 5,818,696 2 保険基盤安定負担金（子ども分） 123,601
1 療養給付費負担金	19,072,228	1 療養給付費負担金 19,072,228

節		説明
区分	金額	
1 療養給付費負担金	57,216,685	1 療養給付費負担金 57,216,685
1 高額医療費負担金	1,524,747	1 高額医療費負担金 1,524,747

節		説明
区分	金額	
1 財政調整交付金	23,834,481	1 財政調整交付金 23,834,481
1 後期高齢者医療制度事業費補助金	43,857	1 後期高齢者医療制度事業費補助金 43,857
1 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	46	1 後期高齢者医療災害臨時特例補助金 46
1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	1	1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 1
1 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	1	1 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金（マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費） 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業
1 子ども・子育て支援事業費補助金	2	1 子ども・子育て支援事業費補助金 2

(款) 3 県支出金
(項) 1 県負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 療養給付費負担金	19,072,228	18,250,959	821,269
2 高額医療費負担金	1,524,747	1,478,994	45,753
計	20,596,975	19,729,953	867,022

(款) 3 県支出金
(項) 2 財政安定化基金支出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 財政安定化基金交付金	1	1,300,000	△1,299,999
計	1	1,300,000	△1,299,999

(款) 4 支払基金交付金
(項) 1 支払基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 後期高齢者交付金	91,219,472	88,161,414	3,058,058
計	91,219,472	88,161,414	3,058,058

(款) 5 特別高額医療費共同事業交付金
(項) 1 特別高額医療費共同事業交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 特別高額医療費共同事業交付金	119,007	89,776	29,231
計	119,007	89,776	29,231

(款) 6 繰 入 金
(項) 1 一般会計繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 一般会計繰入金	793,471	824,403	△30,932
計	793,471	824,403	△30,932

(款) 7 繰 越 金
(項) 1 繰 越 金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 繰 越 金	1,058,325	500,000	558,325
計	1,058,325	500,000	558,325

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 療養給付費負担金	19,072,228	1 療養給付費負担金 19,072,228
1 高額医療費負担金	1,524,747	1 高額医療費負担金 1,524,747

節		説明
区分	金額	
1 財政安定化基金交付金	1	1 財政安定化基金交付金 1

節		説明
区分	金額	
1 後期高齢者交付金	91,219,472	1 後期高齢者交付金 91,219,472

節		説明
区分	金額	
1 特別高額医療費共同事業交付金	119,007	1 特別高額医療費共同事業交付金 119,007

節		説明
区分	金額	
1 事務費繰入金	793,471	1 事務費繰入金 793,471

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	1,058,325	1 繰越金 1,058,325

(款) 8 県財政安定化基金借入金
(項) 1 県財政安定化基金借入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 9 諸 収 入
(項) 1 延滞金、加算金及び過料

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 延滞金	1	1	0
2 加算金	1	1	0
3 過料	1	1	0
計	3	3	0

(款) 9 諸 収 入
(項) 2 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 預金利子	60,000	1	59,999
計	60,000	1	59,999

(款) 9 諸 収 入
(項) 3 雜 入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 第三者納付金	175,000	163,030	11,970
2 返納金	1	1	0
3 雜入	1	1	0
計	175,002	163,032	11,970

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 県財政安定化基金借入金	1	1 県財政安定化基金借入金
		1

節		説明
区分	金額	
1 延滞金	1	1 延滞金
1 加算金	1	1 加算金
1 過料	1	1 過料
		1

節		説明
区分	金額	
1 預金利子	60,000	1 預金利子
		60,000

節		説明
区分	金額	
1 第三者納付金	175,000	1 第三者納付金
1 返納金	1	1 返納金
1 雜入	1	1 雜入
		1
		1

3 歳 出

(款) 1 総務費
 (項) 1 総務管理費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 一般管理費	690,214	716,524	△26,310	35,239 国庫支出金 35,239	654,975
計	690,214	716,524	△26,310	35,239	654,975

(款) 2 保険給付費
 (項) 1 療養諸費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 療養給付費等	219,041,979	210,613,938	8,428,041	197,325,452 国庫支出金 75,935,722 県支出金 19,096,139 市町村支出金 17,666,043 支払基金交付金 84,515,928 特別高額医療費共同事業交付金 111,620	21,716,527
2 訪問看護療養費	2,937,279	2,600,091	337,188	2,602,204 国庫支出金 999,091 県支出金 236,895 市町村支出金 236,895 支払基金交付金 1,129,323	335,075
3 特別療養費	1	1	0	1 国庫支出金	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
7 報償費	120	○ 一般管理費 委員謝礼金 委員その他費用弁償
8 旅費	203	普通旅費 消耗品費 食糧費
10 需用費	10,019	印刷製本費 修繕料 通信運搬費 手数料
11 役務費	267,632	電算システム関連委託料 事業関連委託料 会場等借上料
12 委託料	300,224	電算処理システム機器借上料 市町村補助金 担当者研修負担金等
13 使用料及び賃借料	67,335	中間サーバー等運営負担金 標準システム集約機関運営負担金 保険者協議会負担金
18 負担金、補助及び交付金	44,681	

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	219,041,979	○ 療養給付費等 療養給付費
18 負担金、補助及び交付金	2,937,279	○ 訪問看護療養費 訪問看護療養費

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
				1	
4 移 送 費	299	299	0	263 国庫支出金 101 県支出金 24 市町村支出金 24 支払基金交付 金 114	36
5 審査支払手 数料	484,704	477,972	6,732	0	484,704
計	222,464,262	213,692,301	8,771,961	199,629,171	22,835,091

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 高額療養費	14,127,425	13,002,578	1,124,847	12,826,440 国庫支出金 5,016,508 県支出金 1,231,631 市町村支出金 1,139,396 支払基金交付 金 5,431,706 特別高額医療 費共同事業交 付金 7,199	1,300,985
2 高額療養費 (外来年間 合算)	48,400	45,000	3,400	43,530 国庫支出金 16,777 県支出金 4,218 市町村支出金 3,903 支払基金交付 金 18,608 特別高額医療 費共同事業交 付金 24	4,870
3 高額介護合 算療養費	321,978	246,219	75,759	289,612 国庫支出金	32,366

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	1	○ 特別療養費 特別療養費
18 負担金、補助及び交付金	299	○ 移送費 移送費
11 役務費	484,704	○ 審査支払手数料 手数料

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	14,127,425	○ 高額療養費 高額療養費
18 負担金、補助及び交付金	48,400	○ 高額療養費(外来年間合算) 高額療養費(外来年間合算)

(款) 2 保険給付費
 (項) 2 高額療養諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
				111,619 県支出金 28,069 市町村支出金 25,967 支払基金交付 金 123,793 特別高額医療 費共同事業交 付金 164	
計	14,497,803	13,293,797	1,204,006	13,159,582	1,338,221

(款) 2 保険給付費
 (項) 3 その他医療給付費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 葬祭費	280,000	294,980	△14,980	0	280,000
2 傷病手当金	25	25	0	0	25
計	280,025	295,005	△14,980	0	280,025

(款) 3 県財政安定化基金拠出金
 (項) 1 県財政安定化基金拠出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 県財政安定化基金拠出金	1	1	0	0	1
計	1	1	0	0	1

(款) 4 特別高額医療費共同事業拠出金
 (項) 1 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 特別高額医療費共同事業拠出金	171,942	140,921	31,021	8,903 国庫支出金 8,903	163,039

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	321,978	○ 高額介護合算療養費 高額介護合算療養費 321,978 321,978

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	280,000	○ 葬祭費 葬祭費 280,000 280,000
18 負担金、補助及び交付金	25	○ 傷病手当金 傷病手当金 25 25

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	1	○ 県財政安定化基金拠出金 県財政安定化基金拠出金 1 1

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	171,942	○ 特別高額医療費共同事業拠出金 特別高額医療費共同事業拠出金 171,942 171,942

(款) 4 特別高額医療費共同事業拠出金
 (項) 1 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	97	98	△1	97 国庫支出金 97	0
計	172,039	141,019	31,020	9,000	163,039

(款) 5 支払基金拠出金
 (項) 1 支払基金拠出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 出産育児支援金	253,050	150,183	102,867	0	253,050
2 流行初期医療確保拠出金等	1	1	0	0	1
3 子ども・子育て支援納付金	523,973	0	523,973	0	523,973
計	777,024	150,184	626,840	0	777,024

(款) 6 保健事業費
 (項) 1 健康保持増進事業費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 健康診査費	762,806	784,362	△21,556	138,531 国庫支出金 138,531	624,275
2 その他健康保持増進費	495,723	507,304	△11,581	357,228 国庫支出金 357,228	138,495

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	97	○ 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 特別高額医療費共同事業事務費拠出金
		97 97

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	253,050	○ 出産育児支援金 出産育児支援金
		253,050 253,050
18 負担金、補助及び交付金	1	○ 流行初期医療確保拠出金等 流行初期医療確保拠出金等
		1 1
18 負担金、補助及び交付金	523,973	○ 子ども・子育て支援納付金
		523,973

節		説明
区分	金額	
10 需用費	1,154	○ 健康診査費 消耗品費
11 役務費	34,749	印刷製本費 通信運搬費
12 委託料	726,903	手数料 事業関連委託料
		762,806 80 1,074 24,117 10,632 726,903
1 報酬	3,846	○ その他健康保持増進費 保健師報酬
3 職員手当等	1,326	期末手当 勤勉手当
4 共済費	1,185	共済費 講師等謝礼金
7 報償費	84	保健師費用弁償 普通旅費
8 旅費	508	消耗品費 印刷製本費
		495,723 3,846 730 596 1,185 84 322 186 480 379

(款) 6 保健事業費

(項) 1 健康保持増進事業費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
計	1,258,529	1,291,666	△33,137	495,759	762,770

(款) 7 公債費

(項) 1 公債費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 利子	1	1	0	0	1
計	1	1	0	0	1

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 保険料還付金	20,000	20,000	0	0	20,000
2 還付加算金	100	1,500	△1,400	0	100
3 療養給付費等返還金	1	1	0	0	1
4 市町村負担金等返還金	1	1	0	0	1
計	20,102	21,502	△1,400	0	20,102

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	859	通信運搬費 3,790 広告料 8,576 手数料 8,850 事業関連委託料 463,055
11 役務費	21,216	保健師生活習慣病予防健診委託料 16 会場等借上料 162
12 委託料	463,071	保健事業等負担金 3,466
13 使用料及び賃借料	162	
18 負担金、補助及び交付金	3,466	

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	1	○ 利子 1 一時借入金利子 1

節		説明
区分	金額	
22 儞還金、利子及び割引料	20,000	○ 保険料還付金 20,000 保険料還付金 20,000
22 儞還金、利子及び割引料	100	○ 還付加算金 100 還付加算金 100
22 儞還金、利子及び割引料	1	○ 療養給付費等返還金 1 療養給付費等返還金 1
22 儞還金、利子及び割引料	1	○ 市町村負担金等返還金 1

(款) 9 予備費

(項) 1 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 予備費	500,000	500,000	0	0	500,000
計	500,000	500,000	0	0	500,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

1. 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

該当なし

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費				共済費	合 計	備 考
		報 酉	給 与	職員手当	計			
本 年 度	人 1	千円 3,846	千円 1,326	千円 5,172	千円 1,185	千円 6,357		
前 年 度	1	3,812	1,316	5,128	1,216	6,344		
比 較	0	34		10	44	△ 31	13	

職員手当 の 内 訳	区分	期末手当	勤勉手当
	本年度	千円 730	千円 596
	前年度	724	592
	比 較	6	4

2. 報酬及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別説明		説明	備考
職員手当	10	その他の増減分		10 給与改定に伴う増減分	

3. 給料及び職員手当等の状況

該当なし